

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

目次

改 正 後

（禁止行為等）

第三十条（略）

2（略）

3 第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第三十三条
第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事
業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して
知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報
を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は
提供すること。

二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、

不當に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与える、又は不當に
不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三 他の電気通信事業者（第一百六十四条第一項各号に掲げる電気
通信事業を営む者を含む。）又は電気通信設備の製造業者若し
くは販売業者に対し、その業務について、不當に規律をし、又

改 正 前

（禁止行為等）

第三十条（同上）

2（同上）

3（同上）

は干渉をすること。

4・5 (略)

第三十一条 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が法人であるときは、その役員は、その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。第三項において同じ。）又は総社員の議決権の過半数を当該電気通信事業者が有する会社（以下この条において「子会社」という。）、当該電気通信事業者を子会社とする親法人（同法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。以下この項及び第八十七条第一項第三号イにおいて同じ。）又は当該親法人の子会社（当該電気通信事業者を除く。）に該当する電気通信事業者であつて総務大臣が指定するもの（以下「特定関係事業者」という。）の役員を兼ねてはならない。

2 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（法人である場合に限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、総務省

第三十一条 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が法人であるときは、その役員は、その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。）又は総社員の議決権の過半数を当該電気通信事業者が有する会社（以下この項において「子会社」という。）、当該電気通信事業者を子会社とする親法人（同法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。以下この項及び第八十七条第一項第三号イにおいて同じ。）又は当該親法人の子会社（当該電気通信事業者を除く。）に該当する電気通信事業者であつて総務大臣が指定するもの（以下「特定関係事業者」という。）の役員を兼ねてはならない。

2 (同上)

令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

一 第三十三条第一項に規定する第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理その他の他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

3 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社に委託する場合には、当該委託に係る業務に關し前条第三項各号に掲げる行為及び前項各号に掲げる行為（同項ただし書の理由があるときにおいて行われる行為を除く。次項において同じ。）が行われないよう、当該委託を受けた子会社に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。この場合において、当該電気通信事業者及びその一若しくは二以上の子会社又は当該電気通信事業者の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社は、当該電気通信

3 総務大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、第三十三条第一項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ぜることができる。

事業者の子会社とみなす。

4 総務大臣は、第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信

設備を設置する電気通信事業者が第二項各号に掲げる行為を行つていると認めるとき、又は前項前段の委託を受けた子会社（同項後段の規定により当該電気通信事業者の子会社とみなされた会社を含む。以下この項において同じ。）が前条第三項各号に掲げる行為若しくは第一項各号に掲げる行為を行つていると認めるときは、当該電気通信事業者に対し、同項各号に掲げる行為の停止若しくは変更を命じ、又は当該委託を受けた子会社による同条第三項各号に掲げる行為若しくは第一項各号に掲げる行為を停止させ、若しくは変更させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため、総務省令で定めるところにより、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理し、かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

6| 前項に規定する体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備（これと一体として設置される電気通信設備を含む。）の設置、管理

及び運営並びにこれらに付随する業務を行う専任の部門（次号及び第三号において「設備部門」という。）を置くこと。

二 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報の管理責任者を設備部門に置くこと。

三 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務の実施状況を監視する部門を設備部門とは別に置くこと。

7| 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、毎年、総務省令で定めるところにより、第二項、第三項及び第五項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関し総務省令で定める事項を総務大臣に報告しなければならない。

（委員会への諮問）

第一百六十条 総務大臣は、次に掲げる事項については、委員会に諮

（委員会への諮問）

第一百六十条 （同上）

問しなければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 (略)

二 第十九条第二項の規定による契約約款の変更の命令、第二十条第三項の規定による保障契約約款の変更の命令、第二十一条第四項の規定による特定電気通信役務の料金の変更の命令、第二十九条第一項の規定による業務の改善命令、第三十条第四項の規定による同条第三項の規定に違反する行為の停止若しくは変更の命令、第三十一条第四項の規定による同条第二項各号に掲げる行為の停止若しくは変更の命令若しくは第三十条第三項各号若しくは第三十一条第二項各号に掲げる行為を停止させ若しくは変更させるために必要な措置をとるべきことの命令、第三十三条第六項の規定による接続約款の変更の認可の申請の命令、同条第八項の規定による接続約款の変更の命令、第三十四条第三項の規定による接続約款の変更の命令、第三十六条第三項の規定による接続約款の変更の命令、第三十四条第三項の規定による計画の変更の勧告又は第三十六条第三項の規定による業務の改善命令

(聴聞の特例)

第一百六十一条 総務大臣は、第十九条第二項、第二十条第三項、第

一 (同上)

二 第十九条第二項の規定による契約約款の変更の命令、第二十条第三項の規定による保障契約約款の変更の命令、第二十一条第四項の規定による特定電気通信役務の料金の変更の命令、第二十九条第一項の規定による業務の改善命令、第三十条第四項の規定による同条第三項の規定に違反する行為の停止若しくは変更の命令、第三十一条第三項の規定による同条第二項の規定に違反する行為の停止若しくは変更の命令、第三十三条第六項の規定による接続約款の変更の認可の申請の命令、同条第八項の規定による接続約款の変更の命令、第三十四条第三項の規定による接続約款の変更の命令、第三十六条第三項の規定による接続約款の変更の命令、第三四十一条第二項の規定による計画の変更の勧告又は第三十六条第三項の規定による業務の改善命令

(聴聞の特例)

第一百六十一条 総務大臣は、第十九条第二項、第二十条第三項、第

二十二条第四項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第四項、第三十一条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）又は第一百二十二条第二項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十二条第一項の規定による意見の陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

2・3 (略)

(審議会等への諮問)

第一百六十九条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一～三 (略)

四 第七条、第八条第三項、第九条ただし書、第二十条第一項、第二十二条第一項、第二十六条、第三十条第一項若しくは第五項、第三十一条第二項ただし書、第五項若しくは第七項、第三

二十二条第四項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第四項、第三十一条第三項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）又は第一百二十二条第二項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十二条第一項の規定による意見の陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

2・3 (同上)

(審議会等への諮問)

第一百六十九条 (同上)

一～三 (同上)

四 第七条、第八条第三項、第九条ただし書、第二十条第一項、第二十二条第一項、第二十六条、第三十条第一項若しくは第五項、第三十一条第二項ただし書若しくは第四項、第三十二条第

十二条第三号、第三十三条第一項、第三項、第四項第一号イ、口若しくは亦若しくは第一号、第五項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第三十四条第一項、第五項若しくは第六項、第三十六条第一項若しくは第二項、第四十一条第一項若しくは第二項、第四十五条第一項ただし書、第五十条第一項、第五十二条第一項、第七十条第一項第一号、第一百八条第一項第一号から第三項まで又は第三号まで若しくは第三項、第一百九条第一項から第三項まで又は第一百十条第一項若しくは第二項の規定による総務省令の制定又は改定又は改廃

第一百八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第四項、第三十一条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条又は第一百二十一条第二項の規定による命令又は处分に違反した者

第一百八十六条 （同上）

一・二 (同上)

三 第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第四項、第三十一条第三項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項（第二十九条において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条又は第一百二十一条第二項の規定による命令又は处分に違反した者

三号、第三十三条第一項、第三項、第四項第一号イ、口若しくは亦若しくは第二号、第五項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第三十四条第一項、第五項若しくは第六項、第三十六条第一項若しくは第二項、第四十一条第一項若しくは第二項、第四十五条第一項ただし書、第五十条第一項、第五十二条第一項、第七十条第一項第一号、第一百八条第一項第一号から第三号まで若しくは第三項、第一百九条第一項から第三項まで又は第一百十条第一項若しくは第二項の規定による総務省令の制定又は改定又は改廃

四・五 (略)

第一百八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

五 第二十八条又は第三十一条第七項の規定による報告をせず、

又は虚偽の報告をした者

六～十五 (略)

四・五 (同上)

第一百八十八条 (同上)

一～四 (同上)

五 第二十八条又は第三十一条第四項の規定による報告をせず、

又は虚偽の報告をした者

六～十五 (同上)

改 正 後

改 正 前

（事業）

第二条 会社は、その目的を達成するため、次の業務を當むものとする。

一 地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使をすること。

二 地域会社に対し、必要な助言、あつせんその他の援助を行うこと。

三 電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと。

四 前二号の業務に附帯する業務

2 会社は、前項の業務を當むほか、その目的を達成するために必要な業務を當むことができる。この場合において、会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

3 地域会社は、その目的を達成するため、次の業務を當むものとする。

（事業）
第一条（同上）

2 会社は、前項の業務を當むほか、総務大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を當むことができる。

3 （同上）

一 それぞれ次に掲げる都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で別に定める区域。以下同じ。）において行う地域電気通信業務（同一の都道府県の区域内における通信を他の電気通信事業者の設備を介することなく媒介するとのできる電気通信設備を設置して行う電気通信業務をいう。以下同じ。）

イ 東日本電信電話株式会社にあつては、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

ロ 西日本電信電話株式会社にあつては、京都府及び大阪府並びに伊に掲げる県以外の県

二 前号の業務に附帯する業務

4 地域会社は、次の業務を営むことができる。この場合において、地域会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

一 前項に掲げるもののほか、地域会社の目的を達成するために必要な業務

二 それぞれ前項第一号により地域電気通信業務を営むものとされた都道府県の区域以外の都道府県の区域において行う地域電

4 地域会社は、総務大臣の認可を受けて、次の業務を営むことができる。

一 （同上）

二 （同上）

5 気通信業務

5 地域会社は、前二項に規定する業務のほか、第三項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で、同項に規定する業務を當むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を當むことができる。この場合において、地域会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

5 地域会社は、前二項に規定する業務のほか、総務大臣の認可を受けて、第三項に規定する業務を當むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を當むことができる。この場合において、総務大臣は、地域会社が当該業務を當むことにより同項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可をしなければならない。

第二十三条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした会社又は地域会社の取締役、会計参与

(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員) 又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。

一 第二条第二項、第四項又は第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二九 (略)

第二十三条 (同上)

一 第二条第二項、第四項又は第五項の規定による認可を受けないでこれらの規定に規定する業務を當んだとき。

二九 (同上)